平成２２年（フ）第５１４号
千葉県我孫子市古戸260番地の30
債務者　花島　淳一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１５号
千葉県我孫子市古戸260番地の30
債務者　花島　フク
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０１号
千葉県松戸市稔台２丁目３番地の３
債務者　吉田　達美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６２３号
千葉県松戸市二ツ木1405番地の１セジュールフォレスト203号
債務者　中本　茂治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６３９号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地小金原団地17棟507号
債務者　高石　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４２号
千葉県柏市豊住３丁目２番４号　メゾンコスモ５号
債務者　須藤　文子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５１号
千葉県松戸市三ケ月1335番地　新松戸美笠ハイツ101号
債務者　岩本亜樹子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６８号
千葉県松戸市二ツ木144番地　プランドール渡辺201号
債務者　金　　勲菜
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７０号
山口県光市島田３丁目18番14号、前住所山口県光市上島田８丁目19番８号
債務者　下本　靖典
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７９号
佐賀県唐津市北波多岸山498番地30　岸山108号
債務者　石橋佳代子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１０２号
福島県西白河郡西郷村大字米字西原36番地２希望館Ｄ、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中38番地10
債務者　小出　久美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原457番地17
債務者　小川　大心
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２５０５号
愛知県半田市長根町２丁目34番地　長根住宅１棟101号
債務者　田辺　裕士
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０６号
愛知県半田市長根町２丁目34番地　長根住宅１棟101号
債務者　田邉　光子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６７号
神戸市長田区花山町２丁目10番16号
債務者　岡田由紀恵
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市野比２丁目41番３号
債務者　木村　禮子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市平作５丁目29番21号
債務者　村田　広美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部